

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
平成 29 年 11 月 21 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第1700019号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1700014号

第1 結論

請求者のA社B店(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和45年3月23日、喪失年月日を昭和46年4月1日に訂正し、昭和45年3月から同年9月までの標準報酬月額を2万8,000円、同年10月から昭和46年3月までの標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

昭和45年3月23日から昭和46年4月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和45年3月23日から昭和46年4月1日まで

私は、昭和45年2月末頃にA社B店の面接を受け、同年3月から同店のD課で勤務していた上、私が所持しているE厚生年金基金の厚生年金基金加入員証には、加入員資格取得年月日が昭和45年3月23日と記載されているにもかかわらず、同事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が無いので、請求期間を被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、i) 請求者に係る雇用保険の加入記録において、請求者が、C社B店で昭和45年3月23日に資格取得し、昭和49年2月15日に離職したことが確認できること、ii) 請求者が保管するE厚生年金基金発行の厚生年金基金加入員証、企業年金連合会から提出された同基金加入員台帳(写)及び中脱記録照会(回答)並びにC社から提出された厚生年金基金から企業年金連合会への引継データによると、請求者は、昭和45年3月23日から昭和49年2月16日までの期間(前述の加入員台帳(写)によると、昭和45年3月23日から昭和46年4月1日までの期間は「B店」、同日から昭和49年2月16日までの期間は「E」)において加入員記録が確認できること、iii) 請求期間において、A社B店における厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「請求者は、昭和45年3月から同事業所に勤務していた。」旨陳述していることから、請求者はA社B店に勤務していたことが認められる。

また、前述のとおり、請求者は、E厚生年金基金において昭和45年3月23日から

加入員記録が確認できるところ、C社の人事事務センター厚生担当者は、「請求期間当時、厚生年金保険及び厚生年金基金の資格取得届の用紙は、両方が一体となった複写式だったと思われる。」旨回答していることから、同基金の資格取得に係る届出と同じ内容の厚生年金保険の資格取得に係る届出が、社会保険事務所（当時）にも提出されたと考えられる。

一方、請求者のA社B店に係る厚生年金保険被保険者原票が確認できないところ、日本年金機構F広域事務センターは、「請求者に係る同原票は所在不明である。」旨回答している上、請求期間当時に同事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を取得している者の同原票の整理番号に欠番が確認できることから、社会保険事務所における記録管理が適正でなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、請求者が昭和45年3月23日にA社B店における厚生年金保険被保険者資格を取得し、昭和46年4月1日に当該資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、企業年金連合会から提出された厚生年金基金加入員台帳（写）及び中脱記録照会（回答）から、昭和45年3月から同年9月までを2万8,000円、同年10月から昭和46年3月までを3万6,000円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1700020号
厚生局事案番号 : 四国(国)第1700005号

第1 結論

平成13年1月及び同年2月の請求期間について、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成13年1月から同年2月まで

平成15年2月頃、平成12年12月から平成13年2月までの国民年金保険料の未納について、A市内の社会保険事務所(当時)に直接行って問い合わせたところ、平成12年12月は支払期限を過ぎているため支払不可能だが、平成13年1月及び同年2月は支払可能とのことだったため、その場で2か月分納付したにもかかわらず、未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「平成15年2月頃に、A市内の社会保険事務所の窓口で平成13年1月及び同年2月の国民年金保険料を納付した。」旨主張しているが、自身が保険料を納付したとする社会保険事務所の名称等を具体的に記憶していないことから、請求者が保険料を納付したとする当時の住所地を管轄する日本年金機構B年金事務所に窓口領収した国民年金保険料領収済通知書の保管状況等について照会したが、「平成15年3月以前は廃棄済みである。」旨回答しており、請求期間に係る保険料納付について確認することができない。

また、前述の住所地の近隣を管轄する日本年金機構C年金事務所及び同D年金事務所にも窓口領収した国民年金保険料領収済通知書の保管状況等について照会したが、C年金事務所は、「平成15年1月から同年3月までの期間について確認したが、該当するものは無い。」旨回答していることから、請求期間に係る保険料納付について確認できず、D年金事務所は、「平成15年1月から同年3月までの期間は保管していない。」旨回答しており、請求期間に係る保険料納付について確認することができない。

さらに、請求期間は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた

時期であることを踏まえると、当該期間に係る年金記録の過誤があった可能性は低いものと考えられる。

加えて、請求者に係る請求期間の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。